

鋼船規則

鋼船規則検査要領

R 編

防火構造, 脱出設備及び
消火設備

鋼船規則 R 編
鋼船規則検査要領 R 編

2007 年 第 1 回 一部改正
2007 年 第 1 回 一部改正

2007 年 2 月 1 日 規則 第 3 号 / 達 第 4 号
2006 年 11 月 17 日 技術委員会 審議
2006 年 12 月 19 日 理事会 承認
2007 年 1 月 24 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
財団法人 日本海事協会

鋼船規則

規
則

R 編

防火構造, 脱出設備及び消火設備

2007 年 第 1 回 一部改正

2007 年 2 月 1 日 規則 第 3 号

2006 年 11 月 17 日 技術委員会 審議

2006 年 12 月 19 日 理事会 承認

2007 年 1 月 24 日 国土交通大臣 認可

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造, 脱出設備及び消火設備

改正その1

4章 発火の危険性

4.2 燃料油, 潤滑油その他の可燃性油に関する措置

4.2.2 燃料油に関する措置

(3)(e)iii)を次のように改め, iii)を削除する。

- ii) 測深管の代わりに他の液面指示装置を使用する場合, 当該装置は本会が承認したもの, 本会が適当と認める規格に適合したもの又は本会が適当と認めた証明書を有するものであって, 次によらなければならない。
 - 1) 航行中, 正常に機能するよう適正な状態に維持されること。
 - 2) 破損又は燃料油タンクへの油の入れ過ぎによって油が漏出しないものであること。
 - 3) 液面計に使用するガラスは耐熱性のものであって, かつ, 外部からの衝撃に対し十分保護された構造のものとすること。ただし, 円筒型ゲージガラスを使用してはならない。
 - 4) 平面ガラス液面計, 外装式フロート液面計等の漏油のおそれのある構造を有する液面指示装置にあっては, 液面計と燃料タンクとの間に自動閉鎖式の弁を有すること。

4.5 タンカーの貨物エリア

4.5.2 境界の開口の制限

-3.を以下のように改める。

-3. 貨物エリアに面する窓及び舷窓並びに前-1.の規定により禁止している範囲内の船楼及び甲板室の側面にある窓及び舷窓は, 固定式(非開閉型)のものでなければならない。このような窓及び舷窓は, 操舵室の窓を除き, 「A-60」級としなければならない。ただし, 9.2.4-3.に規定により「A-60」級の防熱を施すことが要求される範囲以外の場所に取り付け

られるものにあっては、「A-0」級として差し支えない。

附 則（改正その1）

1. この規則は、2007年2月1日から施行する。

4章 発火の危険性

4.5 タンカーの貨物エリア

4.5.7 を次のように改める。

4.5.7 ガスの管理

- (1) タンカーは可燃性蒸気の濃度の測定のために、2個の可搬式の装置を機器の校正のための装置とともに備えること。なお、当該装置は本会の適当と認めるものとする。
- (2) 二重船殻区画及び二重底区画におけるガス計測装置については以下によること。なお、当該装置は本会の適当と認めるものとする。
 - (a) 酸素と可燃性蒸気との濃度測定のため2個の持ち運び式濃度計測装置を備えること。当該計測装置の選択に際して、**(b)**の規定に掲げる固定式ガス採取管系統と結合して使用できるように十分な考慮を払うこと。
 - (b) フレキシブル管を用いた計測では二重船殻区画の雰囲気を十分な精度で計測できない場合には、当該区域には固定式ガス採取管を取り付けなければならない。当該管系統の仕様は、当該区画の設計に適合するものでなければならない。
 - (c) ガス採取管の製造に用いる材料及び寸法は、使用に制限を生じないものでなければならない。プラスチック材を用いる場合は、導電性を有するものとしなければならない。

4.5.10 貨物ポンプ室の保護

(3)の末尾に「なお、当該装置は本会の適当と認めるものでなければならない。」を加える。

附 則 (改正その2)

1. この規則は、2007年7月1日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日以後に製造中登録検査の申込みをする船舶以外の船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

R 編

防火設備, 脱出設備及び消火設備

要
領

2007 年 第 1 回 一部改正

2007 年 2 月 1 日 達 第 4 号
2006 年 11 月 17 日 技術委員会 審議

2007年2月1日 達 第4号
 鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造, 脱出設備及び消火設備

改正その1

R4 発火の危険性

R4.5 タンカーの貨物エリア

R4.5.1 貨物タンクの隔離

-2.から-7.をそれぞれ-3.から-8.と改め, -2.として次の1項を加える。

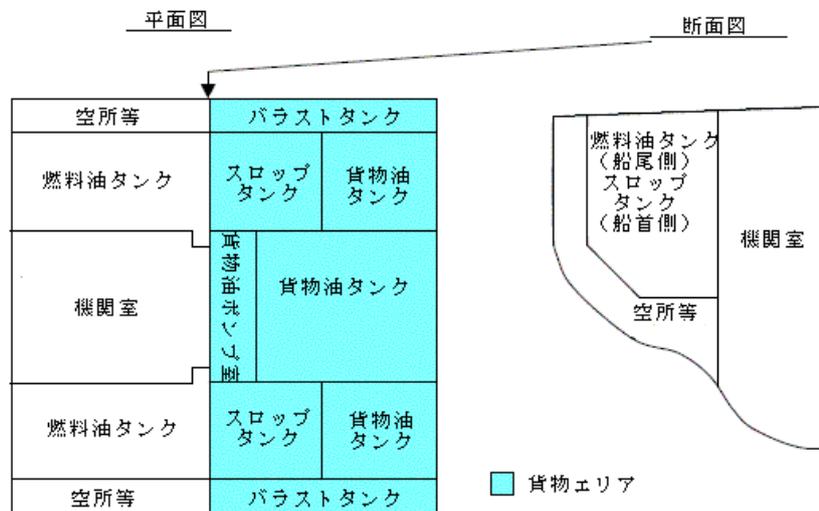
-2. 規則 R 編 4.5.1-1.の適用上, 図 R4.5.1-1.に示すような機関室船側に配置される燃料油タンクを保護する空所等については, 貨物油タンク又はスロップタンクと線接触となる場合であっても, 機関区域の前方に配置することを要しない。

-3.(2)中, 「図 R4.5.1-1.」を「図 R4.5.1-2.」と改める。

-4.中, 「図 R4.5.1-2.」を「図 R4.5.1-3.」と改める。

図 R4.5.1-1.及び図 R4.5.1-2.をそれぞれ図 R4.5.1-2.及び図 R4.5.1-3.と改め, 図 R4.5.1-1.として下図を加える。

図 R4.5.1-1.



附 則（改正その1）

1. この達は、2007年2月1日から施行する。

R4 発火の危険性

R4.3 船内で使用されるガス燃料

R4.3.1 船内で使用されるガス燃料に関する措置

現行規定を-1.とし、-2.及び-3.として次の2項を加える。

-2. 規則 R 編 4.3.1 の適用上、開放甲板上の甲板室、機関室等の囲壁のリセスした場所にガス燃料装置を設置する場合には、以下によること。

- (1) リセス部は、開口隅部の構造、縁材、支柱等を除き、全面に亘り開放甲板に開口していること。開口には格子を設けて差し支えない。
- (2) リセス部の深さ（最も凹入している部分の甲板室等の囲壁面からの水平距離）は1 m 以下とすること。

-3. 規則 R 編 4.3.1 の適用上、開放甲板上の場所（前-2.の条件に合致する場所を含む。）以外にガス燃料装置を設置する場合にあっては、適切な機械式通風装置を備えた場所とすること。

R9 火災の抑制

R9.2 防熱上及び構造上の境界

R9.2.3 居住エリア内の隔壁

表 R9.2.3-1.の注(6)を次のように改める。

- (6) 規則 R 編 4.3.1 の規定によること。R4.3.1-2.の規定に従い、開放甲板上の甲板室等のリセス部を格納場所とする場合、当該場所は開放甲板上の場所とみなして差し支えない。

R9.2.4 タンカー

-2.中、「(1)から(5)」を「(1)から(6)」に改める。

-2.(4)を次のように改める。

- (4) 貨物エリアに面する部分の防熱については、航海船橋甲板の下まで施すこと。

-2.(6)として次の1号を加える。

- (6) 「A-60」級防熱を施す部分を管装置等が貫通する場合、当該貫通部については、規則 R 編 9.3.1 の規定によること。

R9.3 耐火仕切りにおける貫通及び熱の伝達の防止

R9.3.1 「A」級仕切りにおける貫通

現行規定を-1.と改め、-2.として次の1項を加える。

- 2. 規則 R 編 9.3.1 にいう「A 級仕切り」は、規則 R 編 9.2.4-3.に規定する貨物エリアに面する船楼又は甲板室の外部周壁であって「A-60」級防熱が要求される部分を含む。

R10 消火

R10.4 固定式消火装置

R10.4.3 消火剤の格納場所

-3.として次の1項を加える。

- 3. 規則 R 編 10.4.3 の適用上、貨物倉を保護する固定式消火装置の消火剤を貨物倉の前方に格納する場合については、R25.2.1-8.によること。

R20 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の保護

R20.5 消火

R20.5.2 持ち運び式消火器

-2.及び-3.をそれぞれ-3.及び-4.と改め、-2.として次の1項を加える。

- 2. 規則 R 編 20.5.2 の適用上、コンテナ（オープントップコンテナ等も含む。）により車両を積載する貨物倉については、持ち運び式消火器及び持ち運び式泡放射器を備える必要はない。

R25 固定式ガス消火装置

R25.2 工学的仕様

R25.2.1 総則

-8.として次の1項を加える。

-8. 貨物倉を保護するための固定式ガス消火装置の消火剤を貨物倉の前方の場所（ただし、船首隔壁の後方）に格納する場合については、規則 R 編 25.2.1-3.(3)の適用上、当該消火装置の制御（制御弁の操作を含む。）は、機側における手動操作に加え、乗員が容易に操作し得るよう、船橋又は火災制御場所等の居住区内の場所からも遠隔操作ができるものとする。遠隔操作のための機器等については、保護する場所の火災においても当該消火装置を操作し得るよう、堅固な構造のものとするか、又は十分に保護すること。

附属書 R35.2.2-2. 窒素発生装置を使用する方式のイナートガス装置

1.2 装置の構造等

1.2.5 計測装置

-3.を次のように改める。

-3. 前-2.に規定する酸素濃度表示／記録装置は、貨物制御室が設けられている場合には、当該制御室に取り付けること。貨物制御室が設けられていない場合には、この装置は、荷役に従事する乗組員が容易に接近できる場所に取り付けること。

附 則（改正その2）

1. この達は、2007年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以後に製造中登録検査の申込みをする船舶以外の船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

R4 発火の危険性

R4.5 タンカーの貨物エリア

R4.5.7 ガスの管理

現行規定を-1とし、「持ち運び式濃度計測器」を「持ち運び式濃度計測装置」と改める。

-2.として次の1項を加える。

-2. 規則 R 編 4.5.7(1)及び(2)にいう「本会の適当と認めるもの」とは、次の(1)又は(2)に該当するものをいう。

- (1) 船舶安全法第六条第三項（予備検査）又は第六条の四第一項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの。
- (2) 財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの。

R4.5.10 貨物ポンプ室の保護

-4.及び-5.をそれぞれ-5.及び-6.に改め、-4.として次の1項を加える。

-4. 規則 R 編 4.5.10(3)にいう「本会の適当と認めるもの」とは、R4.5.7-2.(1)又は(2)に示すところによる。

附 則（改正その3）

1. この達は、2007年7月1日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日以後に製造中登録検査の申込みをする船舶以外の船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

R4 発火の危険性

R4.2 燃料油，潤滑油その他の可燃性油に関する措置

R4.2.2 燃料油に関する措置

-9.を次のように改める。

-9. 規則 R 編 4.2.2(3)(e)ii)にいう「本会が承認したもの」とは、「船用材料・機器等の承認及び認定要領第7編4章」に従って承認したものをいう。また、「本会が相当と認める規格」とは、JIS F 7215「船用平形ガラス油面計」又はこれと同等のものをいう。

-10.を削除し、-11 から-18.をそれぞれ-10.から-17.に改める。

-17.(2)を次のように改める。

- (2) 「本会が相当と認める場合」とは、規則 R 編 4.2.2(5)(c)の規定に従い当該機器を機関室の火災発生のおそれが少ない場所に設置し、かつ、次の(a)及び(b)を満足する場合をいう。
- (a) 当該機器の設置場所に対して有効な独立の排気式機械通風装置を備えているか、又は、規則 D 編 1.3.5 に規定する機関区域の通風装置のダクトが当該機器の設置場所の換気に対して有効に機能するような位置に設置されていること。
 - (b) (3)に掲げる固定式消火装置であって次のいずれかを当該機器の設置場所に備えていること。
 - i) 自動作動式のもの
 - ii) 火災により隔離されることのない場所から操作できる手動作動式のものと固定式火災探知警報装置との組合せ

附 則 (改正その4)

1. この達は、2007年2月1日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日以後に製造中登録検査の申込みをする船舶以外の船舶(以下、「現存船」という。)にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を現存船に適用することができる。